

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

第一二四號

昭和十四年三月一日

日報

通

行

(毎週二回水曜日發行)

五錢

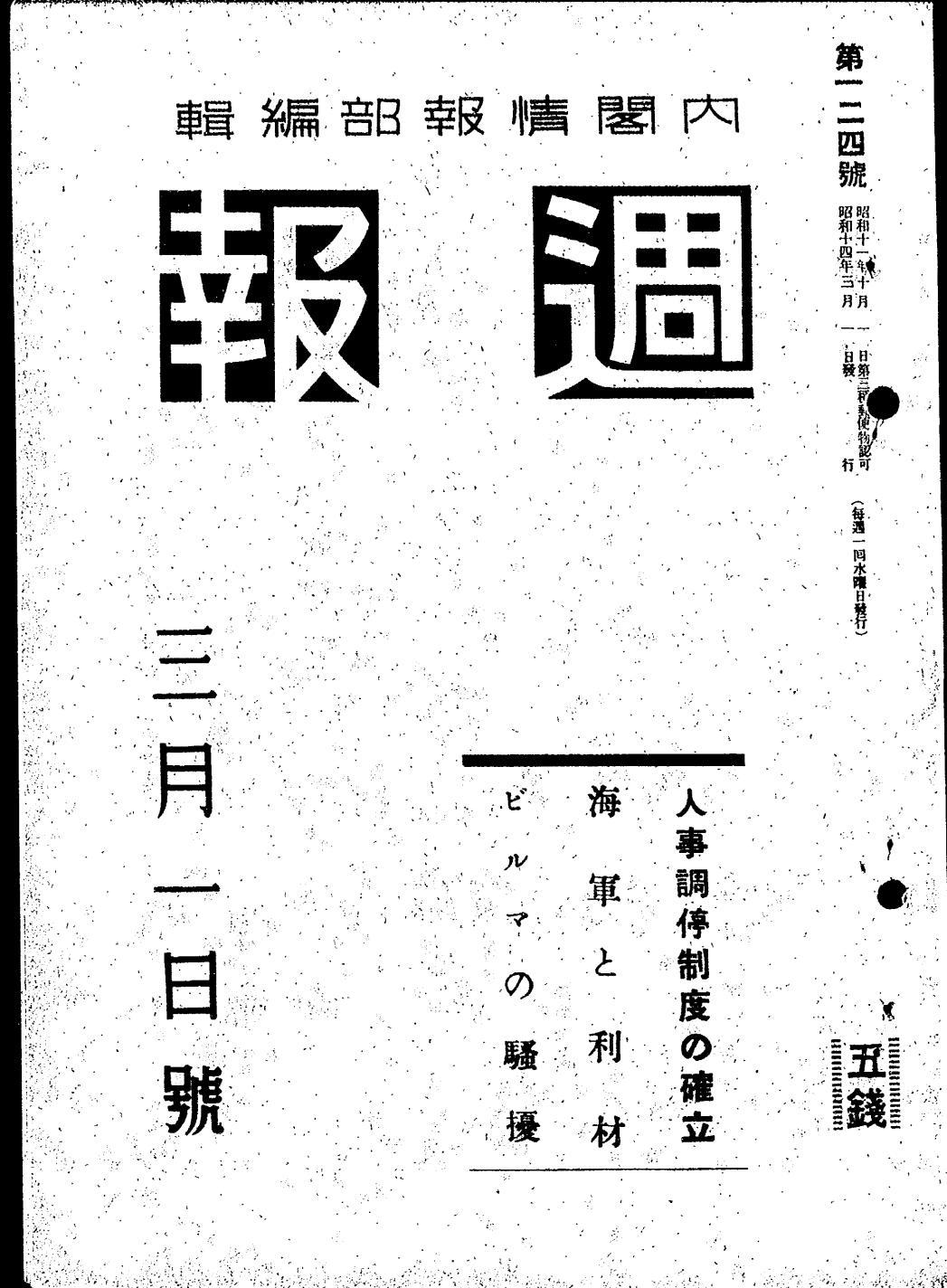
大閻情報部編輯

報道

三月一日號

人事調停制度の確立

海軍と利材  
ビルマの騒擾



露光量違ひにより重複撮影



週

三月一日

第114號

- 皇子御誕生に關する御儀式について.....官内省：（二）  
人事調停制度の確立.....司法省：（八）  
海軍と利材.....海軍省海軍軍事普及部：（一六）  
——海軍では如何に物資を活用してゐるか——  
銃後奉公會について.....厚生省：（二十四）  
電氣關係標準用語の決定.....企畫院：（二八）  
ビルマの騒擾.....外務省情報部：（三三）  
警防團とは.....内務省：（三八）  
時局に關する内閣訓示.....内閣官房總務課：（四一）  
◇最近公布の法令.....内閣官房總務課：（四四）

露光量違いにより重複撮影

週

報

三月一日

第111四號

皇子御誕生に關する御儀式について.....官内省(二)

人事調停制度の確立.....司法省(八)

海軍と利材.....海軍省海軍軍事普及部(一六)

海軍では如何に物資を活用してゐるか

銃後奉公會について.....厚生省(一四)

電氣關係標準用語の決定.....企畫院(二八)

ビルマの騒擾.....外務省情報部(三三)

警防團とは.....内務省(三八)

時局に關する内閣訓示.....(四一)

◇最近公布の法令.....内閣官房總務課(四四)

## 皇子御誕生に關する御儀式について

宮 内 省

新宮殿下御誕生前後の諸儀式について申述べたいと思ひます。

### 御著帶の御儀

皇子御誕生に關し、先づ行はれます御儀式は、御帶進獻の御儀、賢所・皇靈殿・神殿に著帶奉告の御儀、御著帶の御儀であります。

御著帶は御吉例として、民間に於けると御同様、御五月の戌の吉辰を選ばせられ、御内著帶を行はせられます。これは公の御儀式ではなく、御胎内の皇子も御健に御成育遊ばされ、御九月に成らせらるゝに及んで、公式に御著帶の御儀を行はせられます。先づ御帶親として、皇族男子の御年輩の方が選ばれ、次いで天皇陛下より御帶親の宮が御帶を承けて、皇后陛下に進獻あらせられます。これを御帶進獻の御儀と申すのであります。當日御帶親の宮は、勅旨を奉じて、生平絹一丈二尺、幅を半ばより折り、三重に之を帖み、白の鳥子紙三重にて之を裏み、其の表に金泥を以て松鶴を書き、襷綸の御衣宮に納めたのを、宮附宮内高等官に授けられ、御使はこれを奉じて、皇后陛下の本

宮に至ります。この時、皇后陛下が便殿に出御あらせられると、皇后宮大夫は御帶親の宮の御使により承けたる御帶を上ります。やがて、皇后陛下は入御あらせられ、次に各々退下して御儀を訖るのあります。

次に賢所・皇靈殿・神殿に著帶奉告の御儀が行はれます。即ち賢所・皇靈殿・神殿に神饌を供し、神殿に於ては更に御帶を案上に安き、掌典長が祝詞を奏します。次に天皇陛下の御代拜、皇后陛下の御代拜があり、次いで諸員の拜禮があつて、この御儀を訖るのであります。

次に御著帶の御儀は、當日宮内大臣、關係宮内高等官等が、皇后陛下の本宮に參入致します。天皇陛下は本宮に渡御あらせられ、皇后陛下御著帶の御儀が行はれます。次いで天皇陛下は御座所に還御あらせられ、各々退下して御式を訖ります。

この御儀式は古くより行はれまして、中古では皇后宮の御里方から、長さ一丈二尺の練絹を檀紙一枚に裏み、御衣宮に入れ、根引の小松三本を添へて御獻納になり、近世では練絹の外に晒布を添へ、紅白の水引五筋で結び、錫又は懸斗、昆布等を添へて獻上せられるのを例と致しました。

### 御劍を賜ふの御儀

御誕生の後には、先づ御劍を賜ふの御儀があります。宮内大臣は御旨を承けて、御劍を新宮殿下に賜ふべき由を勅使に傳宣し、勅使はこれを奉じて、皇后陛下の本宮に至り、便殿にて御旨を皇后宮大

夫に傳宣し、御劍を授けになりますと、大夫は之を受けて、女官に付し新宮殿下に上り、勅使は次いで退下致します。御誕生の皇子が内親王の時は御袴を副へられます。蓋し、御父天皇陛下より新宮殿下の御成育を御祈念あらせられ、御守刀として賜はるものと拜祭せられます。

この御儀も古くより行はれ來つた事で、最初は皇男子の御誕生の時にのみ限られてゐましたが、三條天皇の皇女子禎子内親王が御誕生あらせられた時、皇后宮の御親藤原道長の計らいで、皇女子の時でも同じく御劍を賜ふ御儀が行はれる例が聞かれたのであります。

#### 御命名の御儀

御命名の御儀は御誕生後第七日に行はせられる例で、民間に所謂お七夜に當る日であります。この御儀式は、御父天皇陛下が、新宮殿下に親しく御命名あらせられる重い御儀式で、宮内大臣が御旨を承け、宸筆の御名記(皇子に賜ふ御名を記したるもの)を勅使に授け、勅使はこれを皇后陛下の本宮に至つて皇后宮大夫に授け、大夫は之を女官に付して新宮殿下に上ります。これと同時に何宮といふ御稱號をも賜はるのであります。又御命名と共に賢所・皇靈殿・神殿に誕生命名奉告の御儀を行はせられ、掌典長が皇子御誕生並びに御命名の祝詞を奏し、天皇陛下の御代拜、皇后陛下の御代拜があります。

この第七日に御命名のありますことも、古來よりの慣例でありますが、昔と今と多少異なります點

は、昔は第七日に賜はりますのは、何宮といふ御稱號のみで、これがいはゞ御幼少の間の御名ともいふべきもので、皇子が御成長になつて親王(内親王)宣下といふことが行はれる時に、始めて御名を賜ることが例でありましたから、御稱號と御名とを同時に賜ることはなかつたのであります。今日御名と御稱號とを同時に賜はりますことは、一には舊慣を重んぜせらるゝ所以であり、一には直接御名を以て呼び奉ることは畏れ多いので、何宮様と申上ぐる必要がある爲めであらうかと拜祭せられます。

尚ほこゝに附言すべきことは、皇統譜登録と申すことで、皇子の御誕生あらせられますと、皇統譜令の定むる所に隨ひ、皇統譜に、御名、御父、御母、御誕生の年月日時刻並びに場所、御命名の年月日等を登録し奉り、その登録の年月日を記入し、宮内大臣及び圖書頭が之に署名することになります。皇統譜は歴代天皇の大統及び皇族の御身分に關する事項を登録し奉り、以て萬世一系の皇統の源流本末を徵證する典籍で、皇室至重の寶錄でありますから、皇室典範の規定により、圖書寮に於て永久に大切に保存することになつてります。

#### 御浴湯の御儀

同じく御誕生後第七日には、御浴湯の御儀があり、讀書鳴弦のことが行はれます。當日關係宮内高等官のほか、讀書鳴弦の諸員が、皇后陛下の本宮に參入し、衣冠單を著したる讀書鳴弦の奉仕者は御浴殿の外に列立致します。次に新宮殿下が御浴殿に入らせられ、女官の奉仕を以て御入浴の間、讀

書鳴弦の御儀とて、奉仕者が書を読み、弓の弦を鳴らす御儀式が行はれます。これは蓋し新宮殿下の御學徳を涵養し奉り、悪鬼を退散せしめて御前途を祝福し奉る意義で、これ亦古くより行ひ來つた御儀であります。その沿革を徵するに、古くは御湯殿始と申し、御誕生當日より第七日まで、時には約せられまして、御誕生の日並びに第七日の二回に行はせられてをります。讀書奉仕の諸員は、多くは三人で、紀傳明經等の博士を選任し、御注孝經天子章、史記五帝本紀、禮記中庸等の一節を、讀むのを例とし、鳴弦奉仕の諸員は、古くは五位十人六位十人合せて二十人を例とし、近世では五位二人六位三人合せて五人の場合もありました。明治以後この舊儀の再興せられましたのは、明治三十一年、裕仁親王即ち今上陛下御降誕の時からで、現制の皇室親族令附式に據る天皇の皇子としての最初の例は、大正四年裕仁親王即ち三笠宮殿下御誕生の際であります。その間、讀書鳴弦奉仕の人数も必ずしも一定してをりませんで、今日では讀書一人控一人、合せて二人、鳴弦二人控一人合せて四人と定まつたやうで、讀書に用ひます書物も、明治御再興以來は、漢籍をやめて國典を用ひますこととなつて、多く日本書紀の一節が讀まれるやうであります。

#### 賢所・皇靈殿・神殿に謁するの御儀

新宮殿下御誕生後五十日目には、御差支へのなき限り、賢所・皇靈殿・神殿に謁するの御儀が行はせ

られます。當日は皇族方は、綾綺殿に御參入、宮内大臣、侍從職、皇后宮職勤務、其の他の關係宮内勅任官並びに夫人、同宮内奏任官等は賢所彙集所に參集、時刻至るや宮内官著床、次に皇族參進、本位に就かせられると、神樂歌奉裡に御開扉、供饌のことがありまして後、掌典長が祝詞を奏します。  
茲に新宮殿下は御童形服にて外陣に御參進御拜禮の上御退下、次いで皇族方御拜禮、諸員各々拜禮退下して、その御儀を訖るのであります。  
以上は皇子御誕生前後に於ける諸儀式の大要で、皇室親族令並びに附式に規定せられてをる所であります。これらはいづれも今日の新儀ではなく、その淵源も久しく、古くより行はれ來つたもので、祖宗の遺範に則られ時の宜しきに隨はれたものであることは、畏き御思召によるものと恐懼拜察し奉る次第であります。

中止ぐるまでもなく、皇室の御慶事はまた同時に吾々國民の慶びであります。皇室の御繁榮は即ち我が國運の愈々隆盛なるを思はしめるもので、吾々は永へに竹の園生の福榮えまさんことを祈り奉らざるを得ないのであります。

## 人事調停制度の確立

### 審議中の人事調停法案について

司法省

第七十四回帝国議會に政府から提案され、既に衆議院に於ては満場一致可決、且下貴族院に於て審議中の人事調停法案は、家族、親族間の紛争、その他家庭に關する事件について、裁判所又は裁判所内の調停委員會の調停に依つて当事者間に圓満な解決の途を開かうとする重要な法案であつて、その提案は多年各方面から熱心に要望されてゐたものである。次にその提案の趣旨と内容の概要について説明を加へてみたい。

#### (一) 提案の趣旨

訴訟は、相争ふ当事者の勝敗を判定するものであるから、これに依つて當該事件の争ひは終了しても、多くの

數に上つてゐる。

また、訴訟では法律上義務ありと認めた以上は、單にその履行を命ずるの外はないが、調停ではその一部の免除又は割賦辨済を定める等、當該事件に即した最も適當な解決方法を定めることができるのであつて、これまた調停の大きな特長の一つである。

次に調停の結果即ち合意の内容が公正でなければならぬことは勿論であり、もし徒らに頑迷であつて不當な主張を固執する者に過分の利益を占めさせるやうなことがあつては、その弊害が頗る大きく、この爲めには調停の結果が法律の常軌を逸してならぬことは言ふまでもない。又せつかく成立した調停が單なる私的和解に過ぎず、これを履行しない場合に更に訴訟に依つて債務名義を得るのでなければ強制執行を爲し得ないものとすれば、甚だ意義が少くなるから、調停そのものに執行力を賦與する必要がある。これ等の目的を達する爲めには、

公正の府である裁判所をして調停を掌らしめ、成立した調停は裁判上の和解と同一の效力を持たせるべきであつて、即ちこれを司法手續として、裁判所主管の下に實質的にも又形式的にも公正の擔保を得ることに依つて、調

停制度は眞に能くその成果を擧げ得るものと言ふべきである。

右のやうな特色を持つ司法省所管の調停制度としては、既に借地借家調停(大正十一年十月一日より實施)、小作調停(大正十三年十二月一日より實施)、商事調停(昭和十五年十一月一日より實施)及び金錢債務臨時調停(昭和七年十月一日より實施)の四種が實施され、いづれも極めて良好な成績をあげてゐるのであるが、そもそもどんな事件が最もこの調停に適するかといへば、まづ家庭に關する事件を擧げるのに躊躇する者はないだらう。殊に我が國古來の醇風美俗に鑑み、家庭に關する紛争を調停に依つて圓満に解決する途をひらく必要のあることは、多言を要しないことであり、或る意味では、在來の四種の調停は實にこの人事の調停を實施するための準備であつたと言つても過言ではないのである。

従つて人事調停制度を確立することは多年各方面から熱烈に要望されて來たのであつて、今日漸く本法案の提出をみると至つたことは、寧ろ甚だ遅きに過ぎたといふべきである。この遷延の理由は、司法省内に於て難に内閣に設

けられた臨時法制審議會の答申に基いて、十數年來民法の親族、相続兩編の根本的改正の準備を續け、既に「應の成案を得て目下再検討中であり、これとともに同審議會の答申に基づき、「道義ニ本キ温情ヲ以テ家庭ニ關スル事項ヲ解決スル爲」家事審判所を設置することになつてゐるのであつて、これに人事調停を取扱はせることが導る當然であるから、人事調停も亦この民法の改正及び家事審判所の設置とともに實施する方針を執つてゐた次第なのである。

ところが今次事變の勃發に依つて、家庭に關する紛糾のやうなものは速かに当事者の互譲により道義温情に基づいて圓満な解決を遂げさせ、以て第一線の將兵をして後顧の憂ひながらしめるとともに、舉國一致統後支援の實をあげることが、最も喫緊の要務となり、人事調停制度の確立は今や一日も忽せに出來ない急務となつたのである。そこで民法の改正及び家事審判所の設置に先だち本法案を提出するに至つたのである。民法の改正と人事調停以外の職能を有する家事審判所の設置は、引き続き銳意その進捗を圖つてゐるから、近くその實現を見ることになるであらう。

## (二) 内容の概略

本法案は僅か十二條から成る小法案であるが、これは多く借地借家調停法の規定を準用し、人事調停の特色である點についてだけ別に規定を設けることとした爲めにほかない。以下大體規定の順序に従つて、簡単にその内容を説明してみよう。

(1) 第一條は本法に依つて家庭に關する事件について、調停の申立を爲し得る途をひらいたことを明らかにしたものであつて、家族とは民法第七百三十一條に掲げる「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者」並びに戸主の變更があつた場合の「舊戸主及ヒ其家族」のことであり、親族とは同法第七百二十五條に掲げる六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族を指すものであるが、これら等の者の間の紛争ではなくても、これに準ずべき者の間の家庭上の紛争その他一般に家庭に關する事件については、調停の申立を爲すことが出来る。例へば婚姻及び養子縁組は戸籍吏に届出をなすに依つて、その效力を生ずるのであつて(民法第七百七十五條 第八百四十七條)、事實上式を擧げ夫婦又は親子として共同生活を營む

であるが、届出をしない限り、法律上は夫婦又は親子ではないが、これ等の者の間、又はこれ等の者の一方と他の一方の家族、親族との間に生じた家庭に關する紛争については、本法に依る調停の申立をすることが出来るのは勿論である。その他未だ認知されない私生子とその事實上の父、又はその親族家族との間の紛争のやうなものも亦家庭に關する事件に該當する。

(2) 第二條は人事調停の根柢觀念を明らかにしたものである。調停が法律の常軌を逸脱してならぬことはいふまでもないが、これとともに道義に基づき温情を加へて、雙方の眞に満足するやうな解決を圓満に得させるのが、この調停の根本精神なのである。

(3) 第三條と第四條は管轄を定めた規定である。即ち調停の申立は相手方の住所地を管轄する區裁判所又は當事者の合意に依つて定める區裁判所にこれを爲すべきであり、裁判所はその管轄に屬しない事件について申立てを受けたときでも事件の處理上適當と認めるときは、決定を以てこれを他の區裁判所に移送することが出来る

が出来、更に裁判所がその管轄に屬する事件について申立てを受けたときでも事件の處理上適當と認めるときは、決定を以てこれを他の區裁判所に移送することは出來ない。

(4) 第五條は不當な調停の申立はこれを却下すべき旨を定めたものである。他の各種の調停に於ても、不當の目的を以てする申立はこれを却下すべきものとしてゐるが、本條に於ては更に醇風に副はぬ申立もこれを却下すべき旨を明らかにした。醇風に副はぬ申立は多くの場合同時に「權利ノ濫用其ノ不當ノ目的ニ出ツル」申立で

あらうが、假りにこれに該當しない場合でも、醇風に副はぬ申立はこれを却下すべきものとしたのであつて、人事調停が我が國の醇風美俗の尊重を基本精神とするのに依るものである。なほ調停委員會に於て本條の事由があると認めるときは、調停を爲さざることを得るものとしてある(第十一條)。

(5) 第六條は當事者及び利害關係人は自身で出頭すべく、やむを得ない事由がある場合には代理人を出頭させることが出来ること、及び辯護士でない者がこの代理人と爲るには裁判所の許可を受ける必要があることを定めたものである。在來の調停では形式上は辯護士でも代理人となるには裁判所の許可を受けることを要するものと爲つてゐるのであるが、かやうなことは在野法曹として司法上の職責を分擔する辯護士に對し、適當な待遇をなすものと言へば、従つて實際上に於ては辯護士が代理人となるには特別の許可を申請するを要しない取扱となつてゐるのであるから、本案ではこの實際の取扱を明文に依つて是認したのである。

(6) 第七條は調停の效力を明らかにしたものであつて、即ち調停は裁判上の和解と同一の效力を有し、これと爲したやうな場合には、第五條の規定に依り申立を却下されることは勿論である。

次に調停は裁判所又は調停委員會がこれに當るのであって、裁判所の調停は實際上簡単な事件についてこれを爲すべく、複雑な事件については調停委員會を開くべきものである。但し當事者雙方の申立があるときは必ず調停委員會を開くことを要する(同法第十四條第一項)。先づ裁判所の調停について説明を加へれば、調停の申立を受理し又は受訴裁判所事件を調停に付したときは、裁判所は期日を定め調停申立人及び相手方を呼出すべきであつて、なほ必要に應じ利害關係人の參加を求めること出来る(同法第六條)。

当事者及び利害關係人が自身出頭すべきことは、前述の通りである。

調停手續はこれを公開せず、たゞ裁判所が相當と認めきは調停の終了するまで訴訟手續はこれを中止する(同法第五條)。即ち調停に依る圓滿な解決を圖りながら、こ各方面に於て訴訟を繼續することは矛盾してゐるから、この場合に於ては訴訟手續を中止し、極力調停に依る解決に努力させることとしたのである。但しこの規定を悪用し、當然の義務を免かれることを目的として調停の申立を爲したやうな場合には、第五條の規定に依り申立を却下されるることは勿論である。

次に調停は裁判所又は調停委員會がこれに當るのである(同法第十三條)。例へば家族親族間に於て遺産の分配について紛争を生じた場合に於て、調停が成立するまでの費用を豫納させることが出来(同法第九條)。申立その他の申述は書面でも口頭でもよい(同法第十條)。又調停については裁判所書記がその調書を作成する(同法第十一條)。

に依つて定まつた義務を履行しないときは直ちに強制執行を受けることになる。なほ調停委員會に於ける調停は裁判所の認可決定があつた場合に限りこれと同一の效力を有することになる(第八條、借地借家調停法第二十一条)。この點は他の各種調停と同様であるが、人事調停については特に、但書を以て「本人ノ處分ヲ許サザル事項ニ

關スルモノヲ付テハ此ノ限」をないものとしてゐる。といふのは、人事の問題に在つては物品の引渡しや金錢の支拂の外に種々の調停事項があり得るのであつて、自然この効力を性質上賦與してはならないものもあるからである。

(7) 第八條は借地借家調停法の多くの規定を準用したので、その内容を左に説明する。  
調停の申立は紛争の實情を明らかにしてなすことと要する(借地借家調停法第二條)。  
(同法第四條ノ二)。即ち訴訟に依るよりはむしろ調停に依つて圓滿な解決を得させることを適當とする事件については、當事者の申立を俟たず、裁判所がこれを調停にて、即ち調停は裁判上の和解と同一の效力を有し、これ付することが出来るのである。

次に調停委員會は調停主任一人と調停委員二人以上でこれを組織し(同法第十五條)、調停主任は判事の中から毎年豫じめ地方裁判所長がこれを指定する(同法第十六條第一項)。調停委員は德望ある者その他適當と認められる者を、毎年豫じめ地方裁判所長が選任して置き、調停主任が各事件について適當な者を指定する。但し當事者が合意に依つて選定した者は、豫じめ地方裁判所長が選任して置かなかつた者でもこれを指定する(本法第九條)。調停が眞にその成果を挙げ得る爲には、最も適當な調停委員を得ることが必要であることは勿論であつて、人事調停に於てはその本質上調停委員の資格として徳望ある者を先づ掲げたのである。なほ調停委員には旅費、日當と止宿料が給與される(同法第十八條)。

調停委員會に於ける調停手續は調停主任がこれを指揮し(同法第十九條)、その決議は調停委員の過半數に依り、もし可否同數のときは調停主任の決するところに從ふこと(同法第二十條)、調停委員會の評議は秘密であること(同法第二十一條)、調停委員會は期日を定めて當事者を呼び出し、利害關係人の參加を求める代理人を出頭させることを許可し、相當と認める者の傍聴を許し、調停

前調停のため必要と認める處分を命ずることが出来ること(同法第二十二條、本法第十條)、調停委員會は當事者又は利害關係人の陳述を聞き且つ必要と認めるときは證據調べを爲すことが出来ること(同法第二十六條)等は、他の各種調停と同様である。

調停委員會に於て申立が醉風に副はず又は権利の濫用その他不當の目的に出るものと認めるときは、調停をして、その他の不當の目的に出るものと認めるときは、調停をしないことが出来ることは前述の通りである(本法第十一條)。

調停委員會に於て調停が成立したときは、裁判所は調停主任の報告を聞き調停の認否について決定をなし、この認可決定があれば調停は裁判上の和解と同一の效力を有する。但し裁判所は特に調停が著しく公正でないと認める場合でなければ、不認可の決定をすることは出来ない(同法第二十六條乃至第二十八條)。

調停委員會の呼び出しを受けた當事者が正當な事由がないと出頭しないときは、調停事件の終局する裁判所は調停委員會の意見を聞き、これを五十圓以下の科料に處することが出来る(同法第三十二條)。

次に裁判所の調停及び調停委員會の調停に共通のこと

であるが、調停の申立を爲すには手數料を納付しなければならぬ(同法第十九條)。その額は未定であるが一件五十錢位に止まるであらう。なほ當事者又は利害關係人は記錄の閱覽若しくは謄寫又はその正本、副本、抄本若しくは事件に關する證明書の付與を裁判所書記に求めることが出来る(同法第三十條)。

(8) 第九條乃至第十一條の規定については既に説明した。第十二條第一項は、調停委員又は調停委員であつた者が理由なく評議の顧末又は調停主任、調停委員であつた者が理由なく評議の顧末又は調停主任、調停委員の意見若しくはその多少の數を漏したときは、これを千圓以下の罰金に處する旨を定めるもので、評議の自由公正を保持する目的から出た規定である。これと同趣旨の規定としては小作調停法第四十九條がある。次に本條第二項は調停委員又は調停委員であつた者が、その職務上取扱つたことについて知り得た他人の祕密を理由なく漏したときは、これを三月以下の懲役又は千圓以下の罰金に處すべきものとするものであつて、人事調停特有の罰則である。これは、人事調停に於ては家庭に關する祕密を知り得る機會が相當多いし、その祕密を嚴守しないと當事者その他關係人に多大の不利益を蒙らせることになり、

× × ×

延いて人事調停の目的を阻害するに至るからである。

(9) なほ借地借家、小作及び商事の各種調停に於ては、調停委員會の調停が成立しないときは、調停委員會は適當と認める調停條項を定めてその調書の正本を當事者に送付し、當事者が正本の送付を受けた後一月内に異議を述べないときは、調停に服したものとみなされるることになつて、更に金錢債務臨時調停及び小作調停に於ては、裁判所が所謂調停に代る裁判を爲すことも出来るやうになつてゐるのであるが、本法案に於てはそのいづれをも認めなかつた。これは、家庭に關する事件に於ては、その内容が複雑多岐であることと、これについて當当事者の意思を特に尊重すべきことが他の争議の比ではないからである。



## 海軍と利材

——海軍では如何に物資を活用してゐるか——

### 海軍省海軍軍事普及部

#### はしがき

物資の節約、廢品の利用更生、即ち利材といふことは國民全體が常々心がけてゐなければならぬことであるが、わが海軍は從來から熱心にその研究を行ひ、また實行をして來てゐる。

殊に最近は物資不足の聲が高くなり、しかも國家をあげて興奮の大業に就かうとしてゐる際なので、經濟國策に順應する意味から部内をあげて、より真剣にその研究を進め、古釘一本、反古紙一枚も粗末にしないやう、各種の制度を定め、各般の設備を設け、國民心血の結晶として立派な軍備を整備するために、少しの無駄もないやうに心がけてゐる。

以下この状況の概略を記してみよう。

何か物を作らうとする時、最も合理的に材料を使ひ、最も能率のよい工作法を用ふべきことはいふ迄もないが、製作に當つて必ず残材、屑材、削屑等が生じるのは又やむを得ないことであり、時には破損することもある。こば消耗汚染の結果、使用に堪へなくなるものもある。

即ち、大量の物資を取扱ふ各地の工廠、軍需部等では「勤儉週間」「無駄なし週間」とか、或ひは「節約の月」等を勵行すると共に、利材に關する展覽會等を催して利材思想の普及徹底を期してゐるのである。工廠、軍需部等に限らず、戰時下に猛訓練をなしつゝある一般艦船部隊でもそれ／＼節約、廢物利用を熱心に研究實行してゐる。

以下この状況の概略を記してみよう。  
何か物を作らうとする時、最も合理的に材料を使ひ、最も能率のよい工作法を用ふべきことはいふ迄もないが、製作に當つて必ず残材、屑材、削屑等が生じるのは又やむを得ないことであり、時には破損することもある。こば消耗汚染の結果、使用に堪へなくなるものもある。

れ等の屑、廢物もそれ／＼その性質に應じて最も有效に使用しようといふのが利材事業である。  
かういふ仕事には個人々々の心がけが最も大切であるが、同時に個人々々の心がけだけでは成績をあげることは困難である。また製作者、消費者等の各部門にまかせておくとその利用範囲を狹める結果になりやすく、利材事業の發達を阻害することとなるのである。海軍でもこの點を考慮し、製作、消費各部門には利材事業を専門にやる人員を配置し、これ等の機關を更に大きな機關で統制し相互の連絡をよくし、かたゞ消費の統制までもやつてゐる。

現在利材事業として實施してゐる事項を列舉すると次の通りである。

- (イ) 舊い軍艦に積んでゐた舊式な機械、兵器或ひは消耗破損などで使用に堪へなくなつたものの中には、本来の役目には使用出来なくても海軍各部のどこかには、その儀で他の用途に使用出来るものがあり、またその部分品をとればまだ使用出来るものがあるので、これ等はそれ／＼融通の上活用する。
- (ロ) 金屬類の殘材、屑材、削屑等を回収再生する。

#### 鋼守府等では物資の節約利材のために何をしてゐるか

前述の趣旨から海軍では物資の節約、利材等に關して一兵員、一工員に至る迄その必要などをよく理解徹底せしめようとし、或ひはどうしたら物資の消費をより少くし、より合理的にすることが出来るか、或ひは廢物を如何に處置し、利材設備を如何に統制活用したならば最も有效であるかと云ふことを研究し、その結果最善と思はれる方法を實行してゐるのである。これが爲めに鎮守

府、要港部、工廠、經理部、軍需部、建築部、病院、學  
校等の職員及び航空隊、海兵團、防備隊、更に大は戦艦  
から小は驅逐艦、水雷艇に至る各艦船等の幹部を網羅す  
る委員會を重視若しくは要港内に組織してゐるが、この  
委員會で行つてゐることを列記してみよう。

(一) 物資節約、利材精神の普及徹底

如何に設備が完備してゐても、また如何に少數の者  
が一生懸命に努力しても、各員がその氣にならねばこ  
の種の事業はなかなか成績が挙がらないものである。  
それで、何よりもこの點に重きを置き、資源愛護の精  
神、時局の認識、産業經濟の事情、殊に物資不足の實情  
認識等の普及徹底にあらゆる努力を傾注し、注意を喚  
起してゐる。

(二) 物資節約の實現

從來とも物資の節約は常に心がけて來たが、まだ  
その上にも無駄はないか、多少の不便を忍べば更に節  
約出来るものはないかと各部の消費を検討してこの上  
にも物資の節約を實現しようとするとするもので

(イ) 燃料について見れば、才木を燃料を使ふものは艦  
船でも汽船でも自動車でも、或ひは陸上の諸施設で

も、必要な時以外には最も經濟的な操作で運轉する  
ことを厳格に執行し、その他老朽自動車の使用を停  
止し、小型自動車、木炭自動車への轉換を圖り、或  
ひは艦船と陸上とを結ぶ定期の敷を減じ、一般の定期  
動船の代りにカツタードを用ひる等、一滴の油でも餘計  
に使ふまいと努力してゐる。

(ロ) 電力についてみると不用の電燈で點いてゐるもの  
の絶無を期し、漏電の有無を調べてその根絶を圖  
り、電斂器、扇風器等の使用を極力避け、電力ひ  
いては、燃料の節約を期してゐる。その他用紙、鉛  
筆、ヘン軸、筆類の節約も執行し、特に必要でない

所では使用量を大幅に引き下げて強制的に節約を執行し、  
また紙質を低下し古用紙、廢紙を利用し、或ひは機

械器具を各部に融通して使用し、その新設を避けるな  
ど、その實施に當つては常に相當の不便を覺悟して  
ゐる。

(ハ) 前項の燃料の節約にしても、電力の節約にしても、  
諸裝備の整備如何と云ふことが非常に大きな要素に  
なる。海軍の艦船に於ては節約と云ふ意味の外に、

(18)

整備如何が軍備の全能力を發揮するか否かの實に重  
大なる鍵なので、その整備状況は恐らく満點を云つて  
よい位に勵行されており、整備作業の實施及び指導  
監督といふことは海軍に於ける最も大きな業務の一  
につてゐる程である。

(三) 代用品の研究とその利用促進

艦船に使用する諸材料はその種類にしても數量にし  
ても相當に大なるものがあり、その中にには國內に產出  
しないものもあるので、それ等の國產品に依る代用を  
研究すると同時にその利用を促進してゐる。

(四) 利材の研究と實施の促進

同じ舟物でも考へて使用するのと考へずに使用する  
のとではその間に非常な損失利益の差を生ずる。その  
事業は後述の通りであるが、工廠、軍需部、艦船、部隊  
等々その設備に應じ各種の分擔を定め、廢物の利用  
更生を圖つてゐる。

海軍工廠に於ける利材事業

海軍工廠は海軍の艦船、兵器機械の大部分を製造修  
理する所であるから、ここで使用される材料の數量は莫

大なものである。従つて利材といふことも最も早くから  
着眼され、既に大正五年頃から特定の人員を配し作業を  
開始してゐた。もつとも最初は今日の状況に比べると規  
模も小さく幼稚なものであつたが、關係諸員の熱心な努  
力の結果、だんだんその規模能力を擴充し今日に及んだ  
のである。現在に於ては年六、七百萬圓位の収益を  
あげてゐる。

その設備としては各種の舟を置いておく關係から、場  
所こそ相當の廣さを要するが、數棟の工場、小型の起重  
機十數臺、切削機械、ガス切断器位のもので、これを規模  
の大小により僅か數十人乃至數百人の男女工、人夫等で  
運用し、この偉大な成果をあげてゐるのである。

その事業は、

(一) 不要又は工合の悪い機械器具、艦船から取りはづし  
た舊式の兵器、機械等は本來の用途には使用出来なくて  
も、その儘で、或ひは一部の補修を加へれば他に轉用  
し得るものがあるので、これ等は一旦全部利材事業場

に集め、此處で統制して最も有效な所に轉用の途を講  
ずるのである。

(二) 次にそれ等の中には全體としては使用出来な

(19)



(三) 有用な部品を取外し適當の用に供する。

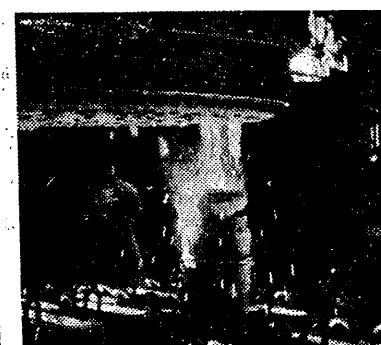
くても部分品をとれば使用出来るものがある。これは分解してその部分品を取外し適當の用に供する。これは所蔵図某外市京東山の鐵屑たれらめ標にて。

(四) 削屑、屑材等の利用法として、同じ鋼の削屑でも多くの種類があり、これを皆鋼屑として一緒にしてしまふと、中に含まれてゐるニッケル、クローム、タンクステン、ヨバルト、モリブデン等の特殊合金材料をむさむさ利用出来ないものにしてしまふので、工作機械の傍に材質別に屑を入れる屑箱を置き、多少の手間を忍んでも混合しないやうにの中に屑を入れ、これを利材工場に集め壓し壊して製鋼工場に送れば、ここで立派な鋼に再生されるのである。鋼に限らずその他のものも同様に處理するが、どうしても混同してしまつたものは一つ一つとり出して出来るだけ選別し、同様に使用する。

(五) 鑄物に用ひる砂や反射爐、坩堝等から排出する鑄物の中には、金屬屑やコーキス屑が少量混つてゐるからそれをかけて回収する。

(六) 電線の切れ端や古電線で使用の途のないものを蒐集し、鉛や銅を回収する。

(20)



り、或ひは精鍊して鋼材を作る。材質の判つてゐないものは殆んどないが、稀に判らぬ場合には分析試験を行ふのである。

(七) 石油の空罐の底には數滴の油が残つてゐるものである。少量であつても多數集めるとかなりの量になるもので、この石油を集めて機械の洗滌に供してゐる。又空罐のうち空罐として他に使用の途のないものは壓し壊して錫を回収し、その後は鐵屑として焼かして使用してゐる。

(八) 耐火煉瓦の屑を蒐集して粉末とし、爐修理や煉瓦積の時に用ひる目地として使用する。

(九) 工廠の内部から排出される多量の塵芥の中には金屬片や古釘、木片、革、ゴム、エボナイト、煉瓦、コークス、石炭等いろいろのものが含まれてゐる。これは篩にかけて重寶である。

(十) 繰返し使用の結果使用不可能となつた廢潤滑油や廢輕質油等を蒐集し、沈澱過濾し精製の上再使用する。

るが、新らしく油を買ふ場合に比べると十五分の一位の費用で済む。

(十一) 古油布を蒐集し洗滌して生木綿代用として使ふ外、前述の蒸氣を用ひて官品たる被服物品を洗滌する。この古油布再生品も新品生木綿の十乃至十五分の一で済む。

(十二) 工廠の内や一般の艦船から出る廢紙を取まとめ、前述の蒸氣や灰汁を用ひてバルプを製造する。

(十三) 古木片等を蒐集して木炭を製造し、木炭は木炭自動車の細かいことをまだまだく拾ひ上げるとまだまだくれ等が積り積みで數百萬圓にも達するのである。

(21)

以上のほかに、古油布の細かいことをまだまだく拾ひ上げるとまだまだくれ等が積り積みで數百萬圓にも達するのである。

**海軍軍需部に於ける利材事業**

海軍諸艦船、諸部隊で使用する軍需品を一手に引受けている軍需部には使ひふるした被服、還納された兵器、艦船部隊等で使用する各種の物件等が相當に集るので、利材事業も次のやうに極めて活潑に行はれてゐる。

(一) 還納された兵器需品等は極力修理して再度使用し、部分品のとれるものは部分品をとつて使用し、そのまま使用の途のないものは材料品として工廠に送る。

(二) 木製品、帆布、木綿製品、ゴム皮革製品等の還納されたもので修理し得るものは修理の上再度使用、修理の出来ないものは良い部分のみをとつて大型のものから小型のものを作つたり、古帆布で防寒材料や火焚手袋、防船物等を作つたり、毛織物等は良質の所だけとつて再生するといふやうに、再生の途を講ずる。

(三) パンを作る時にこぼれた麥粉から被服の裁縫に用ひる糊を作る。

(四) 空箱、木屑等は荷造用材料とし、荷造材料となるものは自動車用の木炭を製造し、又はそのまま代用燃料とする。

**海軍關係の民間工場でも**

利材事業は工廠、軍需部のほか多數の建築材料を使用してゐる建築部でも行はれて居るがこゝには省略して、最後に海軍關係の工事をしてゐる民間の工場に於ける海軍用材の利材狀況について述べる。

民間の工場では從來からそれ／＼適宜の方法によつて利材を行つてゐるのであるが、一般に海軍の工事に使用する材料はその用途の關係上精選された材料が多く、從

(五) 塗料や石油類の空罐等で容器として使用し得るもののは使用し、利用の途のないものは工廠に送つて鐵屑として使用する。

(六) 磨紙は集めて工廠に送りバルブ材料とする。

(七) 民間の會社で作った飛行機や發動機等で使用に堪へなくなつたものはその製造會社に返して適切な利用の途を講じさせる。

(八) 飛行機體、プロペラ、發動機或ひは爆弾、火薬等を入れた空箱は製造會社に返して再度の使用に供する。

(九) その他直接海軍で利用の途のないものは民間に拂下げて利用の途をひらいてゐる。

つて特殊な合金材料を含んでゐるものが多い。この材料から生じた屑が他の普通の材料から出来た屑と同一に区分されるといふことがあれば、これら特殊材料の利用上眞に遺憾なことであつて、特に昨今のやうな時期にはその感を深くする。

この意味から、最近では海軍の工事を處理する工場は全部一樣に海軍工廠と同様な殘屑、削屑等の分類蒐集を始め、屑を自分の工場で焼かして使用する所では再びもとの材料に再生し、屑を使用しない工場では一定の商人に賣つて其處でまとめて適當に利用するやうにした。

利材事業を行つてゐる所もある反面、極めて無理解、不徹底な所もあるやうである。海軍部内の如き狭い範囲と異なり、廣い社會には研究すればするだけ極めて有效な利材事業の途があり、これを實行すると否と國家財政上に影響する所が少くないと思ふ。

範囲が廣いだけ實施には困難を伴ふと思はれるが、要是國家を思ふ真心の問題であると信ずる。

以上で海軍部内で行つてゐる利材事業と、民間の工場で使用する海軍の材料についての利材方法の概略を記したが、かういふ事業は考へれば考へる程有效な利材方法が發見され、僅少な設備で豫想外の成果をあげることが出来るのである。現今の時局に際し當事者一同は心を一にし、一段の努力を傾注し／＼ます／＼その事業の範囲の擴大を期してゐる。

眼を海軍より社會一般に移して見ると、非常に進歩し

### 東亞新秩序の建設と帝國海軍

B6判 四六頁 定價十銭 送料三銭  
海軍省海軍軍事普及部編纂にかかり、支那事變の前途、列國海軍軍備充實の情勢、支那事變と帝國海軍の行動、東亞新秩序の建設と海洋問題、戰後經營の歷史的考察について述べたもの、附錄として「英・米・蘇海軍及空軍の構勢」に關する詳細な表が添附されてゐる。

内閣印刷局發行

## 銃後奉公會について

厚生省

### ◇緒言

本年一月十四日、市區町村に於ける銃後後援團體を整備強化することについて、厚生・内務・陸軍及び海軍の四省大臣の訓令が發せられ、同時に四省次官から依命通牒を以てその具體的方法として銃後奉公會設置に関する詳細な指示が行はれた。そして、今日、全國的にその設置の準備が進められてゐるので、この機會に銃後奉公會の内容を概説して一般の参考に供することとしよう。

### ◇銃後奉公會設置の趣旨

支那事變もいよいよ長期建設の新段階に

### 銃後奉公會設置の目的

行ふだけの施設とせず、また事變に對處する爲めだけの施設とは別に希望平戦兩時を通じて存續する恒久的施設として兵役義務服務の準備と軍事援護を行ふ完全な銃後後援團體たるじめることとしたのである。

に整へるよりは共同の力によつて行つた方が遙かにやり易く且つ其の效果が大なのである。そこで先づ以てこれを銃後奉公會の目的とし、實に銃後の護りを強固にしてようとするのである。

また今大事變が長期に亘るといふ單なる理由からだけではなく、眞に銃後の完璧を期する爲めには平時から戦時、事變時に即應し得るだけの準備を充分整へておく必要がある。換言すれば平時に於て充分の備へができる。そこで銃後奉公會は平時、戰時を通してこそ戦時、事變時に善處じ得るのである。

従つてその目的とするところも兵役義務履行の準備と軍事援護であり、しかも平戦兩時を通じてその完全な實施を期せんとするものである。即ち國民皆兵の精神は我が國の兵制の本義であつて、この重任を果す爲めには國民は平素から精神的にも經濟的にも、充分に應じ得るだけの準備を自力にて整へおくことは當然の責務である。而かもこの準備は個人々々がめい

られば、軍人援護に関する優渥なる勅語を賜はり、且つ多額の御内帑金を御下賜遊ばされ、政府に於ては恩賜金を基として昨年、1月、中央に開設「軍人援護會」を設立し、ついで翌十二月道府縣にその支部を設立して、それより軍事援護の中核團體としたのである。然し、銃後施設の整備を完全に行はれ、政府に於ては恩賜金を基として昨年、1月、中央に開設「軍人援護會」を設立し、ついで翌十二月道府縣にその支部を設立して、それより軍事援護の中核團體としたのである。

そこで政府では、事變發生以後んど全国各市區町村に設立された銃後後援團體を整備すべく調査研究が進め、遂に成案を得て、この度の銃後奉公會の設置となつたのである。而してこの機會に從來兵役義務服務強化することが最も重要なことであり、全国に數十ヶ所設置せられた護國共

同組合の趣旨をとり入れて、單に軍事援護をするのである。

そこで政府では、事變發生以後んど全国各市區町村に設立された銃後後援團體を整備すべく調査研究が進め、遂に成案を得て、この度の銃後奉公會の設置となつたのである。而してこの機會に從來兵役義務服務強化することが最も重要なことであり、全国に數十ヶ所設置せられた護國共同組合の趣旨をとり入れて、單に軍事援護をするのである。

(24)

### 銃後奉公會の組織

銃後奉公會はその設置の趣旨目的に鑑み、その組織は市區町村内のあらゆる方面と密接な關係をもつて、一致の中核團體たり得るやうにしたのである。

(25)

へるのである。

#### 8. 会員

銚後奉公會は自力を経とし協同を締とする協同組織の團體であるから、この趣旨を完うする爲めに會員組織としたのである。

そして眞に舉郷一致の實を擧げる爲めに市區町村に於ける金世帶主を會員にしたのである。

#### 4. 役員

會長は市區町長を以てこれに充てる。とどく、その他の役員は部落(町内)代表者、方面委員、その他適當な者の中より會長が委嘱し、尙ほ各團體の代表者役員とすることとして眞に舉郷一致としたのである。

#### ◆銚後奉公會の事業

銚後奉公會の行ふ事業は、その設立の趣旨的をみて明らかかなやうに、兵役義務心を昂揚して兵役義務履行に必要な準備を整へることと、隣保相扶の精神に依る軍事

援助の完全を期すことに盡さる。

#### 1. 会費

そしてその主なものを列舉すれば大體次の通りである。

##### 一、隣保相扶の道義心の振作

##### 二、兵役義務履行の準備

##### 三、兵役義務履行の準備

##### 四、現役又は應召軍人、若しくは傷痍軍人並びに其の遺族家族の援助

##### 五、労力奉仕其の他家業の援助

##### 六、弔慰

##### 七、慰問慰藉

##### 八、犒軍

##### 九、身上及び家事相談

##### 十、軍事援護思想の普及徹底

##### 十一、其の他必要な事業

##### ◆銚後奉公會の經營

銚後奉公會の經營費は、會費、補助金、寄附金その他の收入を以て充てることとなつてゐる。

##### ◆銚後奉公會の經營

銚後奉公會の經營費は會費、補助金、寄附

を生じ、面白からぬ結果を生ずる虞れなしとしないので、道府縣はこの不均衡を是正する意味を多分にもつた補助又は助成を行ふことが望ましい。

また政府が軍事援護の完璧を期する爲め、現在道府縣に配付してゐる軍人援護事業助成費(昭和十三年度豫算一千萬圓)も銚後奉公會が實施するに適當な事業があれば銚後奉公會に事業を行はせ、これに對して助成しても差支へないことをつてゐる。

尙ほ前にも屢述べだやうに銚後奉公會は平戦兩時を通して活動するのであるから、

平時に於ては戰時事變等に於ける多額の支

出に備へる爲め、なるべく一定額を毎年積立てることを期んでゐるのである。

#### ◆忠誠軍人援護會との關係

昨年忠誠軍人援護會並びにその支部が中央及び道府縣に於ける軍事援護の中権團體として設立され、今回また市區町村に於け

1. 会費

銚後奉公會は兵役義務履行の準備を整へる爲めには自力を以てすることを原則とす

るので、會費を徵收することとした。また會の恒久的財源としても會費とする最も適當と考へたのである。

然しながらその徵收に當つては、餘り高額に過ぎたり、強制したり、不公平であつてはならぬ。即ち適當な標準に依り會員の資力に應じて適當に負擔せしめることが望ましいのである。

たりして該種の弊害を生ずることは嚴に戒めねばならぬ。即ち適當な標準に依り會員の資力に應じて適當に負擔せしめることが望ましいのである。

銚後奉公會は會費を以て事業を行ふこと

が本體ではあるが、會費だけでは事業の遂行が困難な場合は、事情の許す範圍内で市區町村會で補助又は助成することを政府は望んでゐるのである。

然しながら市區町村の財源だけによるときは、市區町村の事情によつて事業に差等

(26)

(27)

國民の氣持にある。即ちしばらへて述べたまゝ、國民皆兵の精神は我が國の兵制の本義であつて、我が國民は一旦命あらば一身を以よへ、整備強化されることとなつたのである。そして銚後奉公會は軍人援護會の形式上の分會にざれてゐないのであるが、之は軍人援護會は單に軍人援護のみ目的とするに對して、銚後奉公會は所謂軍事援護會の精神は單に軍人援護のみ目的とするのである。そこで銚後奉公會は軍人援護會の形鴻毛の輕きに置き、勇躍其の重任に赴くを無上の光榮として來たのである。また隣保相扶の精神は我が國傳統の美風であつて、此の兩者相俟つて我が國は古來幾多の國難を克服して來たのである。而してこれ等は何等の強制によることなく、國民の信條に基づく自發的發露に出るものであつて、このの關係を有してゐるのである。而かも軍人援護會は市區町村に別に分會を設けないことをしてゐるので、銚後奉公會は其の關係に於ては質上軍人援護會の分會としての働きをなすべきものであると考へる。

國民各位におかれは如上の趣旨をよく

諒せられて、眞に下より盛り上る國民的

精神を以てこの銚後奉公會の育成並びに運

營に當られんことを切に希望する。

## 電氣關係標準用語の決定

標準用語の解説

企畫院

### 電氣關係標準用語(括弧)

(同義語) (同義語)

### 標準用語

アーチ燈

(弧光燈、弧燈)

アンペア

(アムペア)

安全器

(トライスター・スイッチ、カフ)

系ヒューズ

(フューズ線)

腕木

(アーム)

架空ケーブル

(架空電線)

海底ケーブル

(海底電纜)

起動盤

(スター・ターナー)

軌條ボンド

(レールボンド)

キ

(カ)

ラム

(スティック)

グローブ

(外球、電球)

ソケット

(電球座)

ソケット

(電球座)

シ

(ラン)

サ

(自動電話機)

コ

(印字機)

ケ

(螢光スクリーン)

ケ

(電球)

サ

(ルームライト)

シ

(ラン)

コ

(自動電話機)

サ

(自動車用)

シ

(バルブ、真空管)

ス

(水銀弧光燈)

ス

(水銀弧光燈)

セ

(コントローラー)

リ

(アース線)

リ

(ヘッドライト)

リ

(電荷扇風機)

リ

(前照燈)

リ

(電荷扇風機)

リ

(電荷扇風機)

リ

(電球承口)

ソケット

(電球承口)

長い間にいろいろと訛つてくる。この頃職工募集の廣告によく「ベレス」何名といふのを見受けるが、學校ではベレスといふ言葉を教へるわけがない。従つて學校出の人にはわかる筈がない。

他の例をあげると、誰でも知つてゐる「晒粉」といふ刺りさつたものでも、「晒粉」「漂白粉」「塗化石灰」「クロール石灰」「クロールカルキ等となか／＼簡単ではない。クロールカルキと晒粉が同じ物だと判る人は相當な専門家であらう。

以上あげたのは極めて常識的な通俗語であるが、少し専門的なものになるとずぶん手厳しいのが出てくる。學者がいろいろな翻譯語をつくり各工場や礦山で勝手習慣用語が出来たためである。悠長な時代なら一つの物を工場、商店、軍隊、官廳等で別の名前で呼んでても取引や公務に支障はないかも知れないが、今日ではさうは行かない。

忙しい時に聞いたことのない名前の品物を註文されて困ることはすむぶんある。その問い合わせの時間を考へただけでも現在のやうな時代には損失である。現代のやうな統制經濟時代には、電氣屋さんは電氣屋さん、機械屋さんは機械屋さんと別の世界に住んでゐることは出来ない。又商工業、官廳は官廳と別な言葉を使つてすましてゐることは不可能である。時節柄重大な官廳の調へが、用語の行き違ひから支障を來たす場合も間々ある。

用語統一事業の沿革

約十年前の昭和四年に、關西地方で非常に對する準備として總動員演習が行はれたことがあつた。その時、將來に對する意見、資料の一として「用語の混亂は非常に於て大きな支障となる。平常に於ても通信、取引、調查等の障壁とな

つて經濟發達を阻害する」ことが判り、これが用語統一事業を推進する大きな原因となつたのである。

昭和四年、當時内閣に設置された資源審議會は、内閣總理大臣の諮問に對して、「資源に關する用語統一の一般方針」を攻究して答申し、直ちにその實行に着手した。

爾來この事業に關係官廳職員、學界、各種協會等の諸關係者が參加して、困難な仕事を續け、今日まで既に次の五種の標準用語を決定したのである。

「、薬品に關するもの」 昭和六年

「、燃料、油脂、塗料及び顏料に關するもの」 昭和七年

「、機械に關するもの」 昭和十一年

「、金屬類、鑄物類及び土石類に關するもの」 昭和十一年

「、電氣に關するもの」 昭和十四年

第一期事業の藥品に關する標準用語が

出来上つた機會に、時の内閣總理大臣が

正の度ごとにこれと異なる語は訂正され、且つその使用を一般に普及させるやう努力すべき旨の訓令を發し、爾來法規類も改めて、官廳關係のみならず學界その他でも次第にこの用語が使はれるやうになつて來たのである。

#### 電氣關係標準用語について

電氣關係の標準用語はこのやうな用語統一事業の一連鎖として、關係のある官廳、大學教授、各學會代表者、民間工場代表者等、各方面の専門家が集り、澁澤元治博士を委員長に一年數ヶ月に亘り熱心な研究と討議を續けて出来上つたのである。長い間呼び慣れた各方面的用語を統一するといふことは利害、感情、言葉の問題等からいっても並大抵のことではない。例へば陸海軍の如く敏速な行動を必

要とする爲めに長日月の教育が行はれて居る所では、一語を變へることすら大變なことであるに相違ない。同様のことが程度の多少こそあれ官民各方面にたくさんある。かういつた諸點を持ち寄つて攻究し、大局的見地から互譲的精神を以て一語、一語と標準語を作り上げられたのである。

電氣關係用品は最近海外から輸入されたものが多く、しかも盛んに實用に供せられれたから適當な用語を作る間もなく、外國語、殊に英語を用ひてゐるものが多い。また國語を使つても充分推敲の暇がない。従つて用語が非常に亂雜であつた。例へば、電燈のコードでも「コード」「紐線」「可撓紐線」等いろいろな言葉を使つてゐる。また高聲器も「擴聲器」「ラウドスピーカー」「スピーカー」等幾通りかの名を持つてゐる。

こんな例は通俗的なものであるが、専

門用語になるとなかなか簡単ではない。これを實際検討して適當な國語的の名があるとすれば出來るだけこれを選定し、適當なものが無い場合とか、漢字が非常に難しある場合には外來語を採用するのである。但しいづれの場合に於ても慣用語である。

者は「コード」後者は「高聲器」と決定した。

踏切警報器 (自動踏切警報器)  
避雷器 (雷除)  
尾燈 (テイルライト)  
引導線 (指引線)  
捲スイッチ (回転点滅器)  
（引入線）  
（回転スイッチ）  
（回転スイッチ取付）  
（回転スイッチ取付）

（31）

電動機  
電氣暖房器 (電氣暖爐)  
電球 (電燈)  
電壓計 (電壓計)  
電話機 (電話器)  
電氣機関車 (電動機關車)  
電壓計 (電壓計)  
電動機  
電球  
（モーター、モートル）  
（ネオンサイン (ネオン管サイン)  
（ワットメーター）  
（電話器）  
（モーター、モートル）  
（ネオンサイン (ネオン管サイン)  
（ワットメーター）  
（電話器）  
（モーター、モートル）  
（スイッチボード）  
（セネレータ）

ダイヤル (電表)  
蓄電池 (蓄電池)  
（コングレスサーゲン、電池）  
（パリバッテリ、セコン）  
（都電蓄電器）  
（ボルトメータ）  
（電視）  
（電氣サイレン） (電動サイレン)  
（電氣暖房器） (電氣暖爐)  
（電燈）  
（モーター、モートル）  
（電壓計）  
（電話機）  
（電氣機關車） (電動機關車)  
（電壓計）  
（電話器）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）  
（モーター、モートル）

(30)



## ビルマの騒擾

外務省情報部

廣東陥落の後、英領ビルマは佛領印度支那と併せて、蔣政権に對する二大武器輸送地として俄然世界の注目を集め、ラングーンは第二の香港と呼ばれるに至つたのであるが、昨年來、反英騒擾が激化して、第二のパレスタンとして、英國政府を憂慮せしめてゐる。

印度の東に連り、支那、佛領印度支那及びシヤムと境を接し、六十七萬六千平方糠の土地と一千四百萬の人口を持つビルマは、一八八六年征服されて英領となり印度の一州とされた。歐洲大戦の後、ビルマ大衆の政治的覺醒と共に自治獨立が要望せらるゝに至つたので、英國政府は一九二三年、印度統治法を改正しビルマにも一部の自治を承認したのであつた。

しかも、ビルマが印度に合併されて以來、印度資本の侵入によつて、ビルマ人は政治的にも經濟的にも壓迫を受けたのであつた。

下院は百三十名の定員すべて公選である。新議會に對する總選舉は分離の實施に先だつて昭和十一年一月に行はれ、ウ・バ・ペの率ゐる聯合派が四十五回の多數を得、バ・モー派は十五名の少數でこれに次ぐ勢力を占めた。新議會は一九三七年四月、分離の實施と同時に召集され、知事は多數派の首領ウ・バ・ペに組閣を命じたが、一部の閣僚の任命について知事の同意を得られなかつたのと、下院が不信任案を通過したので、ウ・バ・ペ内閣は辭職し、代つてバ・モー内閣が成立し最近迄續いた。



(33)

ビルマは極めて天産に恵まれた國であつて、農産としては米及び棉花を代表的なものとするが、鉱産に於ては、石油、鐵を多量に産し、その他錫、亞鉛、金、銀、マンガン、タンクスチン、ボーキサイド、モリブデン、コバルト、チタニユーム及びアンチモニ等頗る多種である。しかも、ビルマの貿易は年々輸出超過を見てゐるにも拘らず、一般的のビルマ人の生活は極めて貧弱である。これは英國資本及び印度資本が絶対的に勢力を有つて居るがためであつて、石油、鐵その他の鍛業を始め殆んどすべての主要な産業は英國人の獨占であると言はれてゐる。

さうした經濟的事情が、ビルマ人を驅つて反英運動に追ひ進る重大な原因であるが、また、印度人とビルマ人の關係は、人種的宗教的の問題が、經濟的原因の他に加はつてゐるのである。現在、總人口一千四百萬人のうち、上院は三十六名の議員から成り、その半數は知事の指名により、半數は下院議員によつて選舉されることになつてゐる。政治が布かれたのであつた。

(32)

ビルマは米及び棉花を代表的なものとするが、鉱産に於ては、石油、鐵を多量に産し、その他錫、亞鉛、金、銀、マンガン、タンクスチン、ボーキサイド、モリブデン、コバルト、チタニユーム及びアンチモニ等頗る多種である。しかも、ビルマの貿易は年々輸出超過を見てゐるにも拘らず、一般的のビルマ人の生活は極めて貧弱である。これは英國資本及び印度資本が絶対的に勢力を有つて居るがためであつて、石油、鐵その他の鍛業を始め殆んどすべての主要な産業は英國人の獨占であると言はれてゐる。

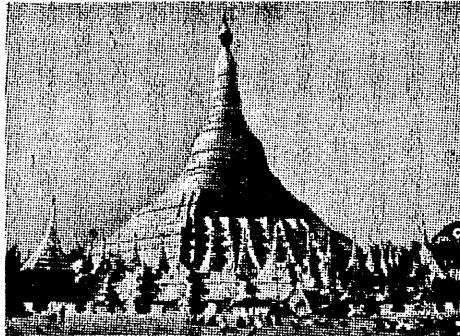
ビルマ人は約一千萬で印度人は百萬ほどに過ぎないが、印度人の經濟的勢力は、英國の勢力を背景として相當大きなものであるから、印度人に對するビルマ人の感情は頗る悪い。かうした理由によつて醸し出される反英、反印度の動き

が騒擾となつて爆發し、英國政府を悩ましてゐるのである。

昨年の七月初め頃、回教徒の或る印度人が、その著書の中で佛教徒の惡口を書いたといふので、ビルマ人が非常に激昂し、ラングーンに於ては七月二十六日ビルマ人群衆の印度人襲撃が行はれ、印度人商店が破壊されるに至つた。茲に於て事態は悪化し、遂に二十八日には、鎮壓のため練出された軍隊と衝突し、百八十名の死傷者を出すの騒擾が勃發したのであつた。しかも、この印度人に對する襲撃はラングーンのみならず、各地にも波及し事態が重大視されたが、軍隊を以て彈壓した結果、辛うじて鎮靜に歸したのであつた。一方、各地方に於て工業労働者の罷業や、小作爭議等が頻々として勃發し、不穩の情勢を見せてゐたが、これ等が獨立運動と結びついて、遂に今次の如き反英擾亂を生むに至つた。

### 三

昨年の一月、ラングーンを去る五百料のイエナンジョンに於ける英人經營のビルマ石油會社に於て、賃銀値上げを要求して罷業が行はれたがその罷業の結果多數の失業者を生じたので、爾來労働者側は頻りにその復職を要求しつゝあつたが遂に失業者千二百人程が復職請願の陳情團



〔塔〕ダゴダ  
員を、示威運動の指導者として檢舉するに及んで、學生聯盟は全國の大中小學校の全部に對して總罷業を指令し、各愛國團體、勞動團もこれを支持して政廳に挑戦し、事態は愈々擴大し険惡となりた。

かくて本年一月八日、徒步陳情團は愈々ラングーンの題問立が國議院へ到着し、學生團、ジエダゴダの問題に對して、ビルマ随一の佛教の大寺院であるシエダゴバゴダに集合したが、こゝに集るもの一萬人と註せられ、このシエダゴン・バゴダを本據として政廳側と對峙することとなつたのである。この情勢に對して政廳側は、陳情團の入來に先だち、一月五日、緊急保安令を發布し、ラングーン市内が非常狀態にあることを宣言し、政府の必要と認めた場合には、乗合自動車、タクシー等を徵發す

を組織し、十一月下旬、徒步でラングーンに向つて行進を開始した。

この失業團の陳情徒步行進は、各方面に非常な衝動を與へ、各地に於て労働團體、學生團體、反英國團體等がそれに同情を表する示威運動を企て、不穏な情勢を示してゐたのであつた。特に、ラングーンに於ては、徒步陳情團の到着が近づくにつれて、學生、労働者を中心とする示威運動が激化しつゝあつた。

恰も、十二月中旬、陳情團を途中まで出迎へに赴いた全ビルマ學生聯盟會長以下の一行が、ラングーンに至る途上に於て陳情團と相會して、示威運動を行ふや、ビルマ政廳は、同學生聯盟會長等を過激な演説を行つたとの理由を以て逮捕したので、これに激昂したラングーンの學生團二千人は、會長の釋放、自由の獲得をスローガンとして、各官衙に殺到し無抵抗の坐り込み戰術を以て、政府官吏の登廳を阻止する示威運動を行つた。この示威運動に對して強烈な彈壓が加へられ、百餘名の死傷者を生じたのであつた。

この彈壓に對して學生團は益々激化し、死者の國民葬を行つて氣勢を擧げ、愛國團體、労働團體等もこれに合流して、俄然、事態は悪化するに至つた。しかも、ビルマ政廳は、愛國黨の首領ウ・ソー及び同黨所屬の二人の下院議

ことが出来るといふ命令を發布して、示威運動を彈壓阻止しよう企てたのであつた。

こゝに於て、自動車の運轉手、車掌その他の自動車從業員等は憤激し直ちに總罷業を決行し、ラングーン市附近の鐵工場、造船所、マツチ工場等を初め波止場人夫等の凡ゆる労働團體が同情罷業を宣言して示威運動に參加するに至り、更に昨年の議會に於て審議未了となつた各種の土地開拓法案を小作人保護のために改正すべきこと、及び地主の小作人虐待防止を陳情するため上京した下ビルマのベグ地方の農民團及び小作人の保護並びに農家に自家用の製鹽の許可を請願するために出京した下ビルマのタトン地方の農民團等がこれに合流し、シエダゴン・バゴダに立て籠つて二月九日に開かれる議會を目指として愈々氣勢を擧げた。

(35)

全國ビルマ人の總罷業の決議を行ひ、激烈な反英示威運動を行つた。

爾來、ラングーンに於ける反英運動は日を逐つて激化し、十八日にはビルマ自治黨の總罷業の宣言が發表され、二十一日にはビルマ人のビルマを絶叫して男女學生の大示威行進が行はれ、軍隊と衝突して七十二人の死傷者を生じた事件があり、二十三日至つて政廳はシュエダゴン・バゴーの本部を襲つて罷業團の幹部十數人を検挙するなどの

彈壓が加はるや、學生團、罷業團は益々激昂して連日流血の慘事が續出し、二十九日に至つて、沖仲仕團體が貨銀の値上、八時間労働を要求して示威運動を行ふやへ到ることに於て警官、軍隊との衝突を惹き起し、遂に示威運動は擾亂と化するに至つた。

しかも、ラングーンに於ける騒擾は全國各地にも波及し、一月十八日にはモーリーに於て焼打ちが行はれ、二十一日にはシリマムに於けるビルマ石油會社の製油工場の從業員千三百人が總罷業を決行し、三十八日にはミャンマーに於て、掠奪が行はれ、アランミューに於ては警察署が焼き打ちされる等、全國に不穏の情勢が漲りつゝあつた。

二月九日の議會開会が迫るにつれて、情勢は愈々険惡となり、前日の八日には、學生爭議團がミオマ國民學校に立入り、『ビルマをビルマ人の手に返せ』『反英、不服従、憲法改正』等を宣傳してゐる。

バ・モー内閣反對』『我等の祖國ビルマを奪還せよ』『獨立必勝を期せよ』然らずんば放火せよ』といふやうな過激なスローガンを絶叫してラングーン市内を行進したが、十三日には、電車、バス等の運転手や車掌等の男女從業員が、路上に坐り込みで警官や軍隊の彈壓を阻止する等の皮肉の戰術に出で、また、十四日には、地方裁判所に爆弾を投する者が現ばれるなど、事態は甚だ深刻となつた。

さういふに於て、上院は事態の緩和を計るべくバ・モー内閣の辭職を要求し、十五日、不信任案を可決したのである。されど、それを聞くやビルマ人各戸は一齊に弔旗を掲げて、バ・モー内閣を罪の意を表し、群衆は『バ・モー内閣の否認』『英國統治絕對反對』を絶叫して大示威運動を行つて院内での反英各派を激勵したのである。

かくて翌十六日、下院に於ても不信任案が通過するに至つたので、バ・モー内閣は即時辭表を提出したが、これによつて反英運動は更に勢ひを加へ、市中のバ・モーの像を焼き拂つて氣勢を擧げ、反英、不服従の目標を明らかにして、次の抗争を展開しようとした。

バ・モー内閣の後任として、二十日、反對派のウ・ブ内閣が組織されたが、果してこの險惡なる擾亂を如何に收拾するであらうか。今回の擾亂は、昨年七月の印度人との衝突

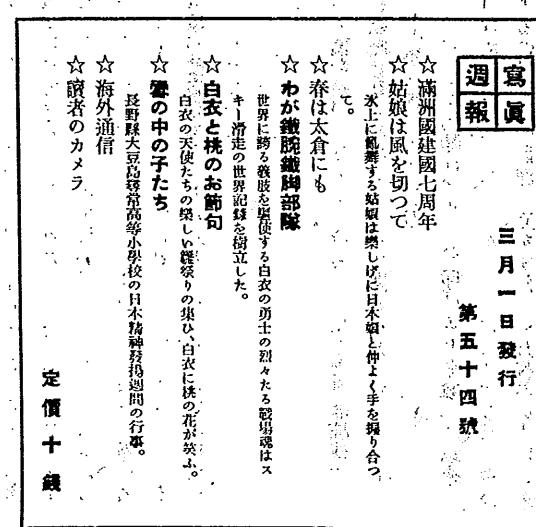
が、九日には愈々議會が開かれたが、反英派の議員は全部缺席し、ラングーンの市内では約二萬人の大示威行進が行はれた。その他、マンダレー、タトン、インセイン等の各地に於ても、反英示威運動が行はれたが、マンダレーの如きは、軍隊が發砲して二十人の死者と六十人の負傷者を出したと傳へられてゐる。

## 五

かくて議會が開かるゝや、待ち構へてゐた復職陳情團、農民請願團を初め罷業團は、齊に議會をめがけて殺倒し、即ち、バ・モー内閣はビルマが印度より分離して以來、建設工作中に努力しつゝあつたが、それがために多額の經費を要するので、その財源を充たすために關稅の引上げと共に、飲料水稅の新設その他の大業課稅を増加することを計畫したので、これに對する猛烈な反対がこの反英運動を激化させた一つの理由であつた。

二月十二日に至るや學生を中心とした大示威運動が行はれてゐるのである。されど、これが共產黨、アッショ派等のすべてが合流して、二月九日に至るや學生争議團がミオマ國民學校に立入り、『ビルマをビルマ人の手に返せ』『反英、不服従、憲法改正』等を宣傳してゐる。

(36)



(37)

# 警防團とは

内務省

## 消防組の現状

公設消防組は勅令消防組規則に依つて、概ね市町村の区域に據り、府県知事の設置するものであつて、その活動は常に警察署長の指揮下に行はれて來たのである。そして規則には消防組の活動の範囲は水火災の警戒防禦と規定してゐるけれども、その實際活動は廣く一般災害の警防は固より各般の警備警戒の補助機關として活動してゐる現状である。

## 防護團の現状

然るに一方、防空の必要性が高唱された昭和六、七年頃から主として軍部の斡旋により防空の實施機關として防護團の設立が勧奨され、漸次各地に設置されるに至り、殊に昭和十二年七月事變の勃發と共に殆んど全國にその設立を見るに至つたのであるが、これに關しては法令の定めなく、主として市町村長が設立に當り市町村長の

## 指揮命令の下に活動する建前を取つてゐる。

### 兩團體の統制は何故必要か

かやうにしてその組織と指揮の系統を異にし、殊にその構成團體員は都市を除き殆んど重複或ひは混淆し、業務の範囲も必ずしも明瞭でない現状に在る。そこで、識者の中には早くより相剋摩擦が問題となり、その統制を要望されてゐたのであるが、現下各般の實情は兩團體を統制強化する必要的緊切なものがあり、去る一月二十四日勅令が公布せられて、来る四月一日より警防團を設置することに決定したのである。以下簡単にその要綱について説明する。

### 警防團要綱

#### 一、警防團に統制される團體の範囲

(一) 統制される團體は消防組、防護團(水上防護團を含む)等である。

### は寧ろ警察署の管轄區域に依ることが望ましいのである。

#### 三、構成

##### (イ) 警防團は團長、副團長、分團長、部長、班長及び

警防員を以て組織される。但し土地の状況に依り分團長、部長又は班長は設けなくともよい。

(ロ) 警防團にはまた地方の事情に依り別に顧問を置くことも出来る。

(ハ) 警防團は前述の役員の區別を見てもわかる通り、分團、部等に分けることが出来るのであるが、分團は地域別、部は業務別に分けるのを原則とする。

(ニ) 町村に於ては分團は大體大字の區域に依るのであつて、業務別の部は設けず一體として活動せしめることが原則である。

(ホ) 市に於ける部の種別は、概ね左の範圍内に於て必  
要に應じて設ける。

#### 消防部　　燈火管制部

#### 交通整理部　　警護部

#### 防毒部

#### 警報部

#### 配給部

#### 工作部　　避難所管理部

- (二) 工場、學校、會社等で、自衛の爲め設置する特別警防團は統制外とされるけれども、地方長官に於て必要な事項の届出を爲さしめることとなる。

- 二、名稱の統制  
勅令に基づいて設置された警防團のほか、警防團の名稱の使用は禁ぜられる。また公設消防組その他公共的私設の警防機關は設けられないこととなる。

- 三、警防團の任務  
防空、水火消防その他の警防に從事するのであるが、その他の警防とは風災、震災等災害に對する警戒防禦と警備の補助等を附ふのである。

- 四、警防團の組織  
(一) 設置者とその手續  
地方長官(東京府では警視總監)以下これに同じが職權又は市町村長の申請に依り警防團を設置する。即ち、原則としては市町村長の申請に依つて設置するのであるが、必要に依り地方長官の職權に依り強制設置することも出来る。

- (二) 区域  
警防團の設置區域は市町村の區域に依る。但し土地の状況に依り市町村内に於て適宜區域を定め、二以上設置することも出来るのであるので、一市内に數警察署がある場合等

團長及び副團長は地方長官、分團長以下は警察署長が辭令を用ひてこれを命じ又は免ずる。

(五) 團員の制限

團員の年齢その他の制限は、地方の實情に應じ適宜地方長官が定めることになるのであつて、必要に依り女團員等を置くことも差支へない。

(六) 定員と施設

警防團の定員、設備資材並びに給與等は市町村會に請問して地方長官が定めるのである。消防組規則にも同様の規定があり、費用に重大關係を有するこれらの事項については、市町村會の意見を求めることとせられた。

(七) 服務紀律と懲戒

警防團員の服務紀律及び懲戒に關する規程は地方長官が定める。

五、警防團の指揮監督

(一) 指揮監督者

(イ) 警防團は地方長官が監督するのである。

(ロ) 警察署長(消防業務については消防署長、以下これに同じ)も亦地方長官の命を承け警防團を指揮監督することが出来る。

(二) 行動の指揮

警防團は重要團務につき團長の許可に應じ意見を述べることが出来る。

(三) 役員の任務

(イ) 團長は警察署長の命を承け、團員を指揮して團務を掌る。

(ロ) 副團長は團長を輔佐して團長事故あるときはこれを代理するのである。

(ハ) 分團長、部長及び班長は團長の命を承け、それべく團員を指揮して業務に從事する。

(ニ) 團員は重要團務につき團長の許可に應じ意見を述べることが出来る。

(二) 市町村長との關係

(イ) 市町村長の指示

市町村長はその擔當する防空の業務につき、警察署長

と協議した上、警防團に指示することが出来る。

(二) 市町村長の意見提出

市町村長は團長の許可に應じ意見を述べることが出来る。

(一) 應援

警防團はその區域外と雖も警察部長又は管轄警察署長の指揮に従ひ應援しなければならぬ。

(二) 訓練

警防團はその訓練を行はねばならぬこととなつてゐる。

(一) 應援

警防團はその区域外と雖も警察部長又は管轄警察署長の指揮に従ひ應援しなければならぬ。

(二) 訓練

警防團はその訓練を行はねばならぬこととなつてゐる。

(二) 地方長官の定むる防空業務の範囲  
前述地方長官の定むる防空業務とは概ね左の通りである。  
工作 避難所管理 救護 配給 警報傳達 防毒

(三) 團體員の任命  
團體員の任命については當局者間に於て協議を遂げ、連絡協調して銳衡することとし、その間の不均衡、團員の争奪等を防止したい意向である。

(四) 認可事項  
團體の名稱、組織、定員、服務方法、服務紀律、懲戒、服装及び給與は地方長官の認可を受け市長が定める。

(五) 地方長官及び警察署長の指揮又は指示  
(イ) 地方長官は警防活動の統制上必要あるときは本團體を指揮することが出来る。

(ロ) 更に又警察署長も、その職務執行上必要ありと認められるときは本團體に對し指示することが出来るのであるが、その理由は主として災害現場に於ける警防團と警防團の活動を統制し以て指揮二元化の弊を補はんとするに在る。

本團體の名稱は警防團とする。

## 時局に關する内閣訓示

平沼内閣總理大臣は二月二十四日各官廳に對し左の如き内閣訓示を發した。

### 内閣訓示號外

各官廳

今聞 大命ヲ奉ジテ内閣首班ノ重責ニ任ジ、夙夜惕々、報効ノ誠ヲ盡サントスルニ當リ、深ク官吏ノ協調ニ信頼ス。特ニ支那事變勃發以來、一意專心、軍後ノ事務ニ執掌シ、其ノ勞苦ノ大ナルモノアルハ、多トスル所ナリ。然ルニ時局へ益々重大ニシテ、之ガ處理ハ朝野共ニ萬全ヲ期セザルベカラズ。因テ茲ニ官吏ノ遵守スペキ要項ヲ示シ、切ニ一層ノ努力ヲ望ム。

一、皇道ニ奉山シ、公義ヲ尊重シ、各、其ノ職分ヲ守リ、以テ國家ノ進退ニ貢獻スルハ、國民ノ本分ニシテ、官吏タル者ノ最モ意リ用ユキ所ナリトス。蓋シ萬民輔翼ハ我國體ノ特質ニシテ、國家ノ要務ニ參預スルハ、官吏ノ階層ニ限ルニ非ズト雖モ、既ニ職責ヲ負担シテ君國ニ奉仕スル以上、常ニ其ノ品位ヲ保チ、言行ヲ慎シミ、以テ國民ノ模範タルベキハ、亦固ヨリ論ヲ待タズ。是ヲ以テ溫リニ高ク自ラ標置シ、獨り自ラ大ナリトスルハ、取ラザル所ナリ。宜シク智見ヲ鍛磨シ、德性ヲ存養シ、紀

律節制ヲ重ンジ、殊ニ量道ヲ尚ビ、公義ニ循ヒ、以テ日新ノ意氣ヲ養ヒ、貽勉不息、政機ヲシテ活潑ナラシムベシ。

二、官吏ノ司ル所ハ各、異ルト雖モ、奉仕ノ中心ハ則チ一ナリ。故ニ一切ノ私心ヲ去リ、上長下僚、相倚リ相助ケ、勵精恪勤、其ノ全能ヲ齊ヒ、以テ羣賢ノ誠ヲ致スヲ要ス。若シ其ノ所見ヲ異ニスル時ハ、各自ノ職責ニ顧ミ、之ヲ開陳スルヲ至當トスルモノ、相互固執ノ結果、諸般ノ施策ニ矛盾扞格ヲ生ズルガ如キハ、嚴ニ戒慎セザルベカラズ。今ヤ國家ノ總力ヲ擧ゲテ、聖戰ノ目的達成ニ邁進スルノ秋、官員内部ニ於テ萬一相剋摩擦ノ弊アランカ、縱ヒ蒙國ノ至情ニ用イテ、奉公ノ精神ニ發シタリトスルモノ、勢ノ趨ク所、必ズヤ職務ノ満濫ヲ來シ、延キテ國家ノ大事ヲ阻格スルニ至ラム。宜シク義ヲ以テ事ヲ制シ、和衷協同ノ氣風ヲ作興シ、以テ國民ノ信賴ヲ高メ、進シテ難局ノ打開ニ銳意スベシ。

一、近時軍後ノ行政頓ニ繁キヲ加フ。其ノ直接間接作戦行動ニ寄與スルト共ニ、國民生活ニ影響スル所極メテ大ナルモノアリ。或ハ出征將兵ノ遺族家族並ニ傷痍軍人ノ援護ニ關シ處理スベキモノ多ク、或ハ經濟統制ノ運營ニ俟チテ、軍後ノ設備ニ力ヲ致スベキモノ亦尠ナカラズ。孰レモ其ノ職司ニ應ジ、官吏ノ迅速適切ナル措置ニ期セザルベカラズ。宜シク事ノ緩急ヲ量リ、

(42)

### 北支宣撫班要員の募集

北支派遣杉山部隊では、今回北支那方面の負職地で支那民衆の宣撫工作に從事すべき宣撫班要員六百五十名を廣く一般から募集することになった。その規定の大略は左の通り。

◇ 募集資格——一、年齢二十歳以上満三十五歳以下の男子で身體強健者、二、學歷中等學校卒業程度以上者（但し重複以上の者は學歷を問はず）、三、徵兵候補を終つた者（但し現に陸海軍部隊に在中の者は除く）、四、多種は人材所限り。

◇ 出席手續——左記要項を備備し自己の受験登録書の箇欄司令部（東京・大阪・上海）に提出する。其の裏面に「本邦政府より宣撫班要員として赴任する」旨の申告書（前記に合規したのみに限る）を附す。三、徵兵候補を終つた者（但し現に陸海軍部隊に在中の者は除く）、四、多種は人材所限り。

◇ 試験場と試験日——旭川・久留米は三月二十五日頃、弘前・熊本は三月二十八日頃、仙臺・鹿島は四月一日頃、名古屋・桑名は四月四日頃、金澤・姫路は四月四日頃、東京・大阪は四月十日頃。

◇ 試験方法と待遇——受験せしむべきものに對してのみ受験料を支拂い、筆記試験（筆記試験に非ず）、口述試験（前記に合規したのみに限る）。身分は宣撫班員（軍人、官吏、士官、將校、准尉、准士官等）を除く。是月收百圓以上、その他は六百圓以上、食事は當時官給飯は付與、恩給の制度はない。

一詳細は受験希望地の師團司令部へ問合せのこと。

(43)

## 最近公布の法令

内閣官房總務課

〔昭和十三年法律第二十九號市街地建築物法中改正法律施行期日ノ件〕

(二月九日公布勅令第十一號)

〔市街地建築物法施行令中改正ノ件〕

(二月十日公布勅令第十二號)

〔昭和十三年法律第二十九號市街地建築物法中改正法律を二月一日より施行することとし、これに伴ひ且つ又現下の實情からして市街地建築物法施行令中住宅地域、商業地域及び工業地域に於ける建築物の制限其の他に關して必要的の改正を行つたものである。〕

〔絲價安定施設法施行令第七條及第八條ノ特例ニ關スル件〕

(二月十日公布勅令第十二號)

〔支那事變の影響により繩絲生産費は相當増嵩を來したが、物價參酌給價は反つて低落の傾向に在り、買入價格の決定に付き生産費を基礎として算出する價格と物價參酌值を基礎として算出する價格との間に著しき不均衡を生ずるので、その調整を圖るため當分の内買入價格決定に關する物價參酌値の參照方法及びこれに基づく買入價格の最高限度に關する制限を變更することとしたものである。〕

〔陸軍省會制中改正ノ件〕

(二月十四日公布勅令第十五號)

〔原鹽種管理法ノ一部施行期日ニ關スル件〕

(二月十日公布勅令第十三號)

〔昭和十二年勅令第七百二十號原鹽種管理法第三條第二項ノ規定ニ依ル原鹽種ノ料金ニ關スル件改正ノ件〕

(二月十日公布勅令第十四號)

〔原鹽種管理法はその一部は既に施行されてゐるのであるが、今回まではその一部を一月十五日より施行することとし、これに伴つて政府の配付する原鹽種並びに府縣の配付する原種の料金を定めたものである。〕

〔陸軍軍需審議會令中改正ノ件〕

(二月十四日公布勅令第十六號)

〔教育總監部長及び陸軍航空總監部長をして、陸軍軍需審議會に隨時出席し得ることとし、また陸軍省官制の改正に伴つて、同會幹事長は陸軍省軍務局軍事課長を以て充てることとする等の改正を行はれてゐる。〕

〔陸軍軍需審議會令中改正ノ件〕

(二月十八日公布勅令第十七號)

〔在外公館費用條例中改正ノ件〕

〔中華民國山西省太原に領事館を新設する爲め、同領事館職員の在勤俸に關する規定を加へたものである。〕

〔度量衡法施行令中改正ノ件〕

〔度量衡法施行の實績に鑑み特別の由緒あるもの等に度量衡法を併用し、今後相當年月に亘つて猶豫期間を延長することにしたるものである。〕

〔大正十年勅令第二百三十八號關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件中改正ノ件〕

〔アルミ製品の輸出振興の爲めこれが原原料品にして戻税の適用を受ける範圍を擴張しアルミニウムまたはアルミニウム合金の肩

または故に遅及ぼしたものである。〕

(二月二十五日公布勅令第三十號)

〔特設消防署規程中改正ノ件〕

(二月二十五日公布勅令第三十一號)

〔六大都市に於ける消防署の補助機關たる消防組員及び消防員、消防組規則に依る消防組並びに市町村の防護團を防護團なる統一機構に改組整備することとし、併せてその目的、組織、監督指揮及び經費の負擔等に關して包括的に規定し、これに伴つて特設消防署規程に改正を加へたものである。即ち警防團は防空、水火消火その他の警防に從事し、戰機または市町村長の申請に基づき地方長官に依り市町村の區域毎に設置され(内務大臣の指定する市には警防團の外に防空に從事する團體を設置し得る特例が認められる)、地方長官の監督を受け、團長、副團長及び團員等は地方長官または警防團長に依り命免され、またこれに要する經費は市町村の負擔となる等の諸點を規定し四月一日より施行される。〕

〔支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ權太ニ於ケル市町村會議員ノ選舉權及被選舉權等ニ關スル件〕

(二月十五日公布勅令第三十二號)

〔權太に於ける市町村の公民にして今次支那事變に際し召集せられた者は、選舉權及び被選舉權を喪失し召集解除後に於ける公民權の行使に遺憾とするところあるに鑑み、これが救濟の方策を講ずるため定めたものである。〕

**國際經濟週報**

同盟通信社發行

二月二十三日發行 (三十卷八號)

四六倍判八十八餘頁

半ヶ年 一ヶ年

十二圓五十錢

郵券三錢封入御申込乞ふ

泉源の識智際實

書全科百の備必戸萬

に冊一  
鑑年大合総す盡をて凡  
の一唯  
頁〇〇八々堂刊倍六四

時事年鑑立

昭和十四年版

四六倍判八百餘頁

金二圓五十錢

外 地 六十二錢

内 容見本通早御申込乞ふ

番七九三〇 銀座銀話 京 市 東 京

番〇〇五八京東座口金時賃振

官廳編纂圖書だより	
文部省再び陸軍記念日を迎へて(陸軍省情報部編)未曾在有の事態下に、われには再び陸軍記念日を迎へることとなつた。この日はもとより祝賀の意味を有するものではあるが、またひとつには當時の國民的危機を回想して國運向上の鑑たらしめんとするものである。陸軍では、陸軍記念日講演資料にもと本書を編纂し國民一般に頒つこととなつた。	
自落般役より支那事變へ、河津日の露義、今次事變の、未質、その仕組過誤等、その後に支那事變後我損害一覽表、國稅留法表、占領地、關東赤軍配備概見附等を加ふ。左は、支那事變に關する政府聲明及辦理大臣復辟、公開録としてある。(昭和一九年、銀行山開印局、定期正錢送利内地六錢)	
◎大藏省第六十三年報(大藏大臣官房財政經濟調査課編)、昭和十一年度及び昭和十二年に於ける大藏省主管事務に關係ある諸統計を輯録したもの。一般及び特別會計、預金部資金、租税、國債、銀行、信託、物價その他の二十七項目に分ち、三百七十九表を有する。(昭和十三年、農行、内閣印局、定期三冊、資料不備)	
◎漁業者便覽(農林省水産官房編)、一般漁業者に必要な事柄を手ごろな小冊子にまとめた	

△生産と勞働(解説等)、本書は、戰時時局下に於けるわが國の労働能力について論究したものである。著者によれば、「勞働科學」は、労働能力の最高度の表現のための科學的根據を發明するのであって、生理學、心理學等の諸學に關連する。そして、労働能力の最高度の表現は、人間が人格として活動する場合に期待できるとする。本書は右の如き見方から戰時時局下におけるわが國の勞働・生產の實際について說いたもの。主な内容の二三を拾つてみると、農業工資成の基問題、労動時間問題、労働軍需と強化、農耕計劃下に於ける勞働力の現状、戰時軍需の交渉制について等である。著者の論策はあくまでわが國家、國民の立場に立つてをり、来るべき國際間の商業戦に應する心構へをもつて說かれてゐる。(昭和十三年、發行東京市麹町区有樂町二ノ二、料亭主藤工第社、金一百圓、定期八十錢、送利二十錢)

△時代の年鑑は、最も重要な年鑑!!

△どんぞ毎年でも之さへあればすぐ氷解す。

△他のどの年鑑に比べても最大の内容を有する年鑑!!

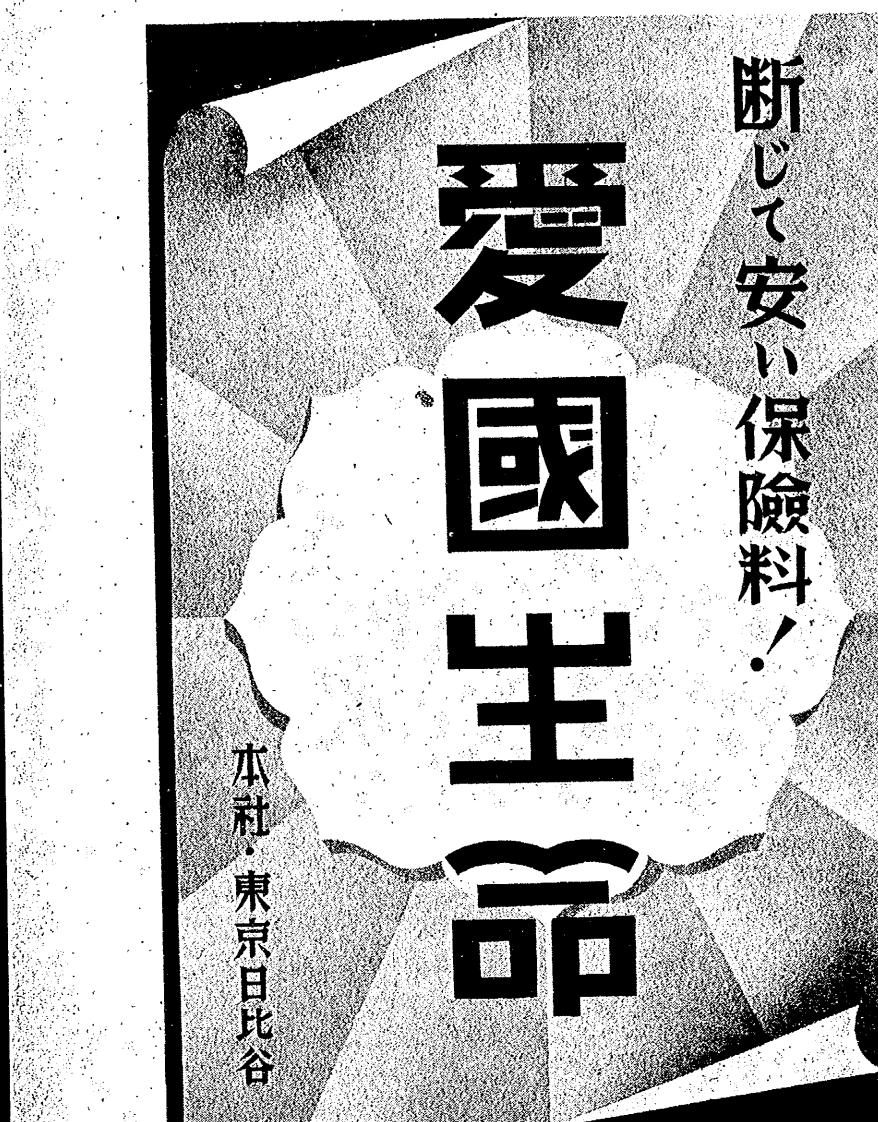
露光量違いにより重複撮影

## 内閣印刷局發行圖書目錄

内 閣	
官 報	月刊 0.95 年報 0.03
週 報	月刊 0.05 年報 2.40 (前金)
週報合本	昭和12年 上隔(1號-97號) 1.85 下隔(98號-99號) 1.80 昭和18年 上隔(64號-89號) 1.80
寫 真 週 報	1.10 (前金)
月 法 令 全 書	月報 0.80 (送料 0.14)
官 庫 刊 行 圖 書	月報 0.80 (送料 0.14)
職 員	月報 0.80 昭和14年用 戴 員 手 貼 0.40
内閣統計局編著	第73三四帝國議會讀本速記録集 送料 0.88
内閣統計局編著	平三列國 國勢要覽 0.15
内閣統計局編著	昭和十二年 國勢要覽 0.15
内閣統計局編著	月別統計時報 0.85
企畫院編著	企劃研究報告書 0.80
内閣統計局編著	昭和十二年 國勢要覽 0.45
内閣統計局編著	列國資源撮要四號 送料 0.09
内閣統計局編著	重要織物資源資料目録 1.00
内閣統計局編著	昭和十二年第六回 試験研究項目要覽 3.20
内閣統計局編著	昭和十二年人口動態統計 送料 0.14
内閣統計局編著	昭和十二年 死因統計 送料 0.14
外 務 省	條約集裏(一般國際條約集) 第二編 8.00 第八部
大 署 省	英文 日本財政經濟年報(1937年) 2.00 昭和11年版
大藏省 第六十二四年 報	上隔 6.00 中隔 6.00 下隔 6.00 昭和11年
大日本外國貿易年表	上隔 6.00 中隔 6.00 下隔 6.00 昭和12年
大日本外國貿易年表	上隔 6.00 昭和12年
主税局第六十三回統計年報書	4.50
主税局第六十三回統計年報書	2.00
主税局第六十三回統計年報書	0.14
主税局第六十三回統計年報書	0.16
主税局第六十三回統計年報書	2.20
主税局第六十三回統計年報書	0.10
内閣印刷局發行圖書	課所店 (前金 1.20 直輸 請書 訂文 下方)
申込所 (全國各地官報販賣處)	

内閣印刷局發行圖書目錄	
内 閣	
官報	第一年和第六十二次銀行局年報(送料 0.14) 銀 行 總 質 第四十二回... 2.50 紙 盡 業 關 係 法 令... 0.15 國 債 法 規(送料 0.22) 外國為替管理法及關係命令(送料 0.03)
週報	月報(外國... 0.05 外國... 0.05 外國... 3.00 外國... 0.05 外國... 2.40 (前金)
週報合本	昭和12年上編(1號-97號)... 1.85 下編(98號-438號)... 1.30 昭和13年上編(61號-89號)... 1.30
寫眞週報	年編 1.80 (前金)
月刊法令全書	月刊 0.60 (送料 0.14)
官廳刊行圖書月報	月刊 0.60 (送料 0.14)
職員録	月刊 0.60 (送料 0.14)
官報合本	昭和12年用職員手帖... 0.40 昭和13年用職員手帖... 0.40
官廳公報	第十七三回帝國議會事連記録集(送料 0.68)
列國國勢要覽	第十三回... 0.15
月刊統計時報	月刊 0.35
企輿院報	月刊 0.30
同(昭和12年)	月刊 0.45 國資源報要覽四號(送料 0.09)
貿易統計	月刊 0.45 同(昭和12年)
重要機物資源資料目錄	同(昭和12年第二次)... 1.00
企輿院試驗研究項目要覽	企輿院試驗研究項目要覽... 2.20
昭和十二年人口動態統計	昭和十二年人口動態統計(送料 0.14)
昭和十二年死因統計	昭和十二年死因統計(送料 0.11)
外務省	外務省... 8.00 條約彙纂(一般國際條約)第八卷
大藏省	日本財政經濟年報(送料 0.00) 昭和十一年部分... 3.50 大藏省第六十二回年報... 3.50 大藏省... 5.00 昭和日本外國貿易年表... 5.00 昭和十一年... 5.00 昭和日本外國貿易年表上編(送料 0.22) 昭和十一年度... 4.50 主稅局第六十三回統計年報告... 4.50 昭和金融事項參考書... 2.00 昭和十三年... 2.00 昭和十三年臨時資金調控法(用款資金)(送料 0.03) 昭和十四年... 2.20 昭和國債統計年報(送料 0.10)
申込所	内閣印刷局發行圖書 全国各地官報販賣處 全国各地主要 課所店 (前金 10円後、郵便車券各ノ方ナ)
文 部 省	
國體の本義	國體の本義解説書... 0.35 我が國國體於ける和道... 20
我明治以降の神道解教	我が國國體於ける和道... 20 我明治以降の神道解教... 20
明日子	明日子... 0.30 子徳行鉄... 0.55 子徳行... 0.50
教學叢書	教學叢書(第三編)... 0.10 (第二編)... 0.10 (第一編)... 0.10
學校體操教授要目	學校體操教授要目... 0.15 (第一編) 0.10 (第二編) 0.10 (第三編) 0.10
日本體操獎勵委員會告白	日本體操獎勵委員會告白... 1.00 (第一編) 0.10 (第二編) 0.10 (第三編) 0.10
青年學校關係法令追録	青年學校關係法令追録... 0.20 (青年學校教科及體操要目其他)
保存行政關係法規	保存行政關係法規... 0.60
農林省	農林省... 0.25 米穀關係法規... 0.30
米穀關係法規	米穀關係法規... 0.25 水產關係法規... 0.30
水產關係法規	水產關係法規... 0.25 輸出水產物取締關係法規... 0.80 輸出水產物之生產並ニ輸出統計表(送料 0.05) 中華民國北支麥稻及豆類產量統計表... 0.05 中華民國大蔴及豆類輸入統計表... 0.05 米國ニシケルレイン葛底麥收引... 0.25 收穫規則下葛底麥收引... 0.03
商工省	商工省... 0.25 第一回工場統計表... 6.50 第一回人品等ニ基スル農業統計(第一、二、三回)... 0.00 ニ基スル法律及指使法規集(定期加添價) (送料 0.00)
厚生省	厚生省... 0.25 退職積立金及退職手當法關係法令... 0.12
社會檢察院	社會檢察院... 0.25 會計検査法規... 0.70 十二年刊行帝國決算統計... 4.50
南洋廳	南洋廳... 0.25 南洋廳法令類聚... 9.00

露光量違いにより重複撮影



週

報

昭和十一年三月一日第一回水曜日發行

日本自動車販賣物認可

(毎週二回水曜日發行)

内閣印刷局

内閣印刷局 印刷發行

大和魂のこもつて居る

## ニッサン・トラック・バス

自動車の戦線に於ける活躍、統後の産業強化、生産擴充への寄與貢獻、並に國產車の飛躍的發展に關する國民各位の御理解御認識に對し深く感謝致します。

日満支で、使用される自動車は、總て國產車だらしむ可き御愛顧心を以て、國產優秀車御信賴の上、ニッサン御愛用願上ます。

ニッサンは、數に於ても既に群を抜き、質に於ては優秀堅牢、經濟的強力車として確固不拔の御信頼と御愛顧を頂いて居ります。

此機會に於て、國產自動車工業の躍進確立、國產愛用、國產信賴、自動車愛護等を基調としたニッサン自動車の優秀性を宣揚したる標語を求め、廣く御應募を願ふ次第であります。

## 標語懸賞募集

### 營業所

大阪市西区江戸堀上通  
名古屋市中区大池町  
京都府京都市中区前川  
横浜市中区桜木町  
神戸市神戸区岡本町  
福岡市東城町  
京都市西新町  
千葉市  
全国各地に販賣店あり

東京・大阪  
日產自動車販賣會社

(判LA51格規定國はさ大の書本)

### 規定

一、発表 昭和十四年四月中の消印あるものはとする  
二、用紙 必ず官製はがきを用ひ  
三、用紙はイキにて左記三項目の欄に記入せよ  
四、提出 上記は返戻せず、又御問合せは御容赦願  
五、販賣 株式會社ニッサンの内二丁目、日產自動車  
六、賞金 一千円  
七、選考 標語原稿は返戻せず、又御問合せは御容赦願  
八、住所 姓氏は必ず表面に御記入の事  
九、切込 昭和十四年三月三十日  
十、規約 但同日付の消印あるものはとする

